

低入札価格調査基準価格・最低制限価格の端数処理について

●現在、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、基準に基づき1円未満を切り捨てした金額を設定しているところですが、過度な価格競争などを防止するため、次のとおり見直しを行います。

なお、予定価格、失格判断基準価格の端数処理に変更はありません。

改正内容

工事請負及び委託業務における低入札価格調査基準価格及び最低制限価格＜税抜き＞の端数処理については、下記のとおり令和5年5月1日入札から適用する。

①工事（業務）価格＜税抜き＞が1,000万円以上の場合、10万円未満を切り上げた価格とする。

②工事（業務）価格＜税抜き＞が1,000万円未満の場合、1万円未満を切り上げた価格とする。

ーメモー
入札時の端数処理は基本的にこれまでと変わりませんが、低入札価格調査基準価格などに近い札を入れる場合のみ、注意が必要です。

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格算出例

	改正	現行どおり
	(端数処理前)	(現行)
工事（業務） 価格 ＜税抜き＞ ① ※予定価格の 入札書比較価格	低入札価格調査基準価格 及び最低制限 価格の算出額 ②	低入札価格調査基準価格 及び最低制限 価格 ＜税抜き＞ ※1円未満切り 捨て
例1	10,070,000	8,744,500
例2	9,820,000	8,485,200

(改正)

低入札価格調査基準価格
及び最低制限価格
＜税抜き＞③
※①が1,000万円以上
②を10万円未満切り上げ
①が1,000万円未満
②を1万円未満切り上げ

8,800,000	1,000万円以上 10万円未満切り 上げ
8,490,000	1,000万円未満 1万円未満切り 上げ

注1) 工事の場合、③は①の7.5/10から9.2/10の範囲内。
注2) 別途、消費税を加算。

